

## 新型コロナウイルス感染症への対応について（案）

議会では、当面の間（12月18日まで）、以下のとおり対応する。

## 1 協議事項

○議員及び事務局職員と執行部職員は、対面による打ち合わせ等はできるだけ避け、電話、メール等、非接触の方法等で行う。

○議員は、当面の間、登庁時に検温し、体温を記録する。

なお、自宅等で既に検温した場合は、その体温を記録する。

## 2 報告事項（実施済み）

○議事堂に入る際は、マスクの着用、手指消毒を徹底する。

○議事堂内エレベーターは、分離して利用する。

・議員は、**No.1**及び**No.2**エレベーターを利用する。

・来庁者は、**No.2**エレベーターを利用する。

・傍聴者は、**No.3**エレベーターを利用する。

・執行部職員や業者等は、**No.4**エレベーターを利用する。

○議事堂内トイレは、分離して利用する。

・議員等は、5階北側トイレを利用しないこととする。

・執行部職員は、5階北側トイレのみ利用できることとする。

○執行部職員は、議事堂の喫煙室の利用を控える。

○執行部職員は、議会図書室の利用は必要最小限とする。

議事堂 1 F 平面図

